

支部運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般社団法人神奈川県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款42条の規定に基づき、支部運営規則を定める。

(設置及び構成と運営)

第2条 本会は、別表に定める地域ごとに、支部を設置する。

2. 支部は、同一支部に所属する正会員・一般会員で構成し、その役員で運営する。

(事業)

第3条 支部は次の事業を行う。

- (1) 本会の事業を分掌し、支部内における推進、具体化に関する業務
- (2) 支部内の会員間の情報交換、連絡、調整に関する業務
- (3) 本会に対する意見具申、提案に関する業務
- (4) その他、支部として本会の目的達成に必要な業務

(役員)

第4条 支部は、支部長、副支部長、幹事、会計、会計監事等、その他の役員を置くことができる。

2. 支部長は、原則として本会の理事が就任する。

(会議)

第5条 支部の会議は、支部総会及び支部幹事会を原則とする。

2. 支部総会は、支部長が毎会計年度終了後3カ月以内に召集し、次の事項を決議する。

- ・事業報告及び収支決算
- ・事業計画及び収支予算
- ・役員の選任
- ・規約の変更
- ・その他重要と認めた事項

3. 支部幹事会は、支部長が原則として召集し、次の事項を討議する。

- ・各事業の推進
- ・支部会員との双方向の連絡
- ・本会への意見具申等

4. 支部長は、支部総会及び支部幹事会の議事について議事録を作成し、その都度会議の内容を本会に報告する。

(会費)

第6条 支部運営に要する経費は、本部より交付の支部活動支援金をもって充当する。ただし、支部は、所属する会員より支部会費を徴収することができる。

(会計)

第7条 支部の会計は、本会の会計規則に基づき、本会の制定する方法に沿って行う。

2. 支部長は、会計年度終了後決算内容を文書でもって、支部に所属する会員及び本会に報告する。

(変更)

第8条 本規則の変更は、定款42条に従い理事会の決議を経なければならない。

(附則)

第9条 本規則は2009年4月1日から施行する。

(第2条1項の別表)

本規則は2025年10月21日に改定する。

本規則は2026年4月1日より施行する。